

古座川町事業継続支援金

【申請要領】（8月4日変更）

【目的】

古座川町では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続が困難な古座川町内の中小・小規模事業者の支援として、事業の継続を支援するため、古座川町独自の給付支援策を講じることにより、町内事業者の経営支援を図ることを目的として実施します。

【対象者】

令和2年5月1日現在、町内に登記上の本店または本社を有する法人、若しくは個人事業者のうち、代表者が町内に住民登録を有すること。

（法人には医療法人、農事組合法人、NPO法人など非営利法人も含む）

※次に掲げる者は除きます。

- （1）古座川町暴力団排除条例（平成23年古座川町条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。
- （2）宗教上の組織若しくは団体
- （3）政治団体
- （4）国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- （5）（1）～（4）に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者

【対象要件】（8月4日変更）

- ①2020年1月から12月のいずれかの月の売上が、前年同月比で30%以上減少した月があること。

※新規に創業された方で申請時に前年同月との比較が困難な場合は、創業月から2019年12月までの月平均の事業収入を比較対象とする。

- ②令和元年12月31日までに事業を開始しており、支援金を申請する日以後も事業を継続する意思があること。

- ③個人事業者の場合は、令和元年中の事業収入が100万円以上あった者。

※令和元年中に新規創業された方は事業開始日から令和元年12月31日までの月平均事業収入に12を乗じた額が100万円以上あった者を対象とする。

- ④申請時点で本町の町税に未納のない者（納税猶予の特例対象者は除く）

【支援金の額】

30万円（常時使用する従業員数が10名以上の事業者）

15万円（常時使用する従業員数が10名未満の事業者）

※常時使用する従業員数

常時使用する従業員数とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」を指す。会社役員及び個人事業主は「解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員数」には該当しない。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、常時使用する従業員にはカウントできない。

- ・日々雇い入れられる者
- ・2か月以内の期間を定めて使用される者
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- ・試みの使用期間中の者

【申請書類】

①古座川町事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

②前年の収入が確認できる書類

令和元年の確定申告書の控えの写し

【個人事業者】第一表の控え及び（青色申告）所得税青色申告決算書の控え

※白色申告、町・県民税申告の場合、前年の比較月の月間事業収入がわかるもの

【法人】別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え

※第一表・別表一の控えには收受日付印が押印されていること

（e-Taxによる申請の場合は「受信通知」を添付）

※收受日印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、押印又は添付がないものも受け付けますが、確認作業に通常より時間を要するため、振込が遅れる可能性があること。また、確認の結果支援金の交付ができない場合があることをご理解ください。

③今年の収入が確認できる書類

比較する対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳等の写しなど任意の様式で可）

④【個人事業者】本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

⑤振込先口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）

⑥常時使用従業員名簿（常時使用する従業員が10名以上の事業所のみ）

⑦その他町長が必要と認める書類

【申請方法】

申請書兼請求書の必要事項に記入押印し、必要書類を添付して古座川町商工会に提出してください。

【申請期間】（8月4日変更）

令和2年7月1日（水）～令和3年1月31日（日）

【申請書配布場所】

- ①古座川町ホームページよりダウンロード
- ②古座川町役場本庁、保健福祉センター、各出張所
- ③古座川町商工会

【支払方法】

申請書類の受領後、審査を行い支援金の交付に係る決定通知を郵送いたします。
支援金は決定通知後、速やかに指定の口座に振り込みさせていただきます。

【その他留意事項】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談等で窓口にお越しの際はマスクの着用、消毒液の利用など感染予防の徹底をお願いします。
- ・申請後に交付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対しては、交付を行った支援金の返還を求めることがあります。
- ・1事業者につき、申請は1回限りとします。

【お問合せ先】

〒649-4104 古座川町高池715番の1 古座川町商工会

TEL：0735-72-3110

〒649-4104 古座川町高池673番の2 古座川町役場 地域振興課

TEL：0735-72-0180